

各事業者 様

茨城県知事 大井川 和彦

適切な価格転嫁へ向けた価格交渉等の実施について（依頼）

日頃より、本県行政に対し特段の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、物価上昇を上回る賃上げを実現し、経済の好循環を実現するためには、適切な価格転嫁を通じて、原材料費や労務費などの様々なコストを反映させた適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることが重要です。

本年5月には、協議を適切に行わない代金額決定の禁止などを盛り込んだ改正下請法が国会で成立するなど、現在、国全体で適切な価格転嫁の実現に向けた機運が高まってきております。

県におきましても、適切な価格転嫁に取り組もうとする事業者を支援するため、本年5月から価格転嫁に関する専門の相談窓口を設置するとともに、中小企業診断士を無料で派遣する伴走支援を開始したところです。価格転嫁に関するお悩みなどがございましたら、お気軽に相談窓口まで御相談ください（別添チラシ①参照）。

各事業者様におかれましては、適切な価格転嫁の実現のための価格交渉の実施や、サプライチェーン全体の付加価値の向上・共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」への積極的な参加について、これまで以上に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、毎年3月と9月は政府が定める「価格交渉促進月間」となっておりますので、ぜひこの機会に労務費などを含めた適切な価格転嫁に向けた価格交渉を実施していただきますようお願いいたします。

また、来る9月11日及び12日には、価格転嫁に関するセミナーを水戸とつくばで開催予定です（別添チラシ②参照）。中小企業診断士による価格転嫁を実践するためのノウハウの説明や、公正取引委員会による改正下請法の解説などを内容としておりますので、御参加いただきますようお願いいたします。

【参考ホームページ】

- 茨城県価格転嫁相談窓口について
<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/keiei/kakakutenka.html>
- パートナーシップ構築宣言について
<https://www.biz-partnership.jp/>
- 価格交渉促進月間について
<https://tekitorisupport.go.jp/topics/gekkan/>



【お問い合わせ先】

茨城県産業戦略部中小企業課経営支援室
電話：029-301-3550